

一般廃棄物処理基本計画

生活排水処理・し尿処理編

(改定版)

平成 23 年 1 月

越 谷 市

目 次

1. 生活排水処理基本計画について.....	1
<u><越谷市の概況></u>	
1. 越谷市の位置・地勢.....	2
2. 自然的条件.....	3
2.1 気象.....	3
2.2 河川.....	4
3. 社会的条件.....	5
3.1 人口の推移.....	5
3.2 産業.....	7
4. 土地利用及び土地利用規制等の状況.....	9
4.1 土地利用.....	9
4.2 土地利用規制等の状況.....	10
<u><生活排水処理編></u>	
1. 河川の水質.....	14
2. 水道.....	16
3. 生活排水処理及び施設の状況.....	17
3.1 し尿処理の状況.....	17
3.2 生活排水処理施設の状況.....	19
4. 排水規制.....	22
5. 関連計画.....	23
6. 生活排水処理基本計画.....	24
6.1 計画目標年度.....	24
6.2 処理目標.....	24
6.3 計画諸元.....	24
6.4 検討単位区域の設定.....	27
6.5 検討単位区域の費用比較.....	29
6.6 生活排水処理基本計画.....	31
6.7 その他—市民への啓発活動—.....	35
<u><し尿処理編></u>	
1. し尿処理の現状.....	36
1.1 し尿処理量.....	36
2. し尿処理計画.....	37
2.1 し尿処理量の見通し.....	37
2.2 し尿処理体制.....	40

<資料編>

1. 用語の説明.....	42
2. し尿処理人口の推計	45
3. し尿処理量の推計	46

1. 生活排水処理基本計画について

污水处理施設は、人間の日常生活に欠くことのできない施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境のみならず、河川等公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設であります。今日、都市部は勿論のこと農山漁村の集落等においても快適な生活環境の実現と公共用水域の水質汚濁防止を両立し、循環型社会形成に向けた地域づくりを推進していくため、污水处理施設の整備を進めることが急務となっています。

越谷市は、市街化区域では污水处理施設の整備が進んでおり、ある程度目標を達成しつつあります。しかし、市街化調整区域では、単独処理浄化槽が全体の約 80%を占めており（平成 20 年度末現在）、し尿以外の生活排水が未処理のまま公共用水域へ流入している状況であり、上述したように生活排水処理の普及促進が急務となっています。

このような状況の中、埼玉県では、より効率的に污水处理施設を整備するため、平成 16 年度に策定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（以下、「構想」という。）について、近年の人口減少や社会構造の変化などを反映させて見直すこととし、各市町村に対して生活排水処理基本計画（以下、「基本計画」という。）の見直しを求めており、本市においてもその見直しを行っています。

また、各市町村の基本計画見直しにおける検討方針は、「市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル」（埼玉県、平成 21 年 7 月）（以下、「作業マニュアル」という。）を参考にすることとしています。

本計画は、上記見直し結果を基に、平成 16 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理編」、「し尿処理編」の内容を見直すものであります。